

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

鳥取県告示第二百五十二号

鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和二十九年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

尾 愛 治

### 目次

- ◇告示 建築代理業者の登録  
解の指定
- 漁業の免許
- 建設業者の登録まつ消

登録番号 登録年月日

本 籍

現 住 所

- 三〇〇 二九、五、一二 鳥取県倉吉市下福田四九三
- 三〇一 ” 米子市角盤町一丁目九六

事務所名称、氏名 業務管理者

- 建築代理士 永通東伯事務所 二級建築士 永通 東伯
- 茅野工業有限会社 二級建築士 茅野 猛行

### 鳥取県告示第二百五十四号

県立倉吉児童相談所を鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定による解に昭和

二十九年五月一日指定した。

昭和二十九年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百五十五号

昭和二十九年五月四日次のとおり海面における漁業の免許をした。

昭和二十九年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

その一

(一) 漁場計画の公示番号

昭和二十九年四月県告示第一六一号

(二) 漁業権者住所氏名

酒津漁業協同組合外一組合

代表者 鳥取県気高郡酒津村 酒津漁業協同組合

(三) 漁業権の種類 共同漁業権

(四) 漁業権の番号 海共第七十号

(五) 漁場の位置及び区域

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

中の内容のとおり

(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右同

(七) 存続期間

昭和二十九年五月四日から昭和三十六年八月三十一日まで

(八) 制限条件

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画  
中の内容のとおり

その二

(一) 漁場計画の公示番号

昭和二十九年四月県告示第一六一号

(二) 漁業権者住所氏名

酒津第一漁業協同組合外一組合

代表者 鳥取県気高郡酒津村

酒津第一漁業協同組合

(三) 漁業権の種類 共同漁業権

(四) 漁業権の番号 海共第七十一号

(五) 漁場の位置及び区域

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

中の内容のとおり

(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右同

(七) 存続期間

昭和二十九年五月四日から昭和三十七年四月十三日まで

(八) 制限条件

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画  
中の内容のとおり

その三

(一) 漁場計画の公示番号

昭和二十九年四月県告示第一六一号

(二) 漁業権者住所氏名

酒津第一漁業協同組合外一組合

代表者 鳥取県気高郡酒津村

酒津第一漁業協同組合

(三) 漁業権の種類 共同漁業権

(四) 漁業権の番号 海共第七十二号

(五) 漁場の位置及び区域

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

中の内容のとおり

(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右同

(七) 存続期間

昭和二十九年五月四日から昭和三十七年四月十三日まで

(八) 制限条件

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画  
中の内容のとおり

その四

(一) 漁場計画の公示番号

昭和二十九年四月県告示第一六一号

(二) 漁業権者住所氏名

酒津第一漁業協同組合外一組合

代表者 鳥取県気高郡酒津村

酒津第一漁業協同組合

(三) 漁業権の種類 共同漁業権

(四) 漁業権の番号 海共第七十三号

(五) 漁場の位置及び区域

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

中の内容のとおり

(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右同

(七) 存続期間

昭和二十九年五月四日から昭和三十七年四月十三日

まで

(八) 制限条件

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

中の内容のとおり

その五

(一) 漁場計画の公示番号

昭和二十九年四月県告示第一六一号

(二) 漁業権者住所氏名

酒津第一漁業協同組合外一組合

代表者 鳥取県気高郡酒津村

酒津第一漁業協同組合

(三) 漁業権の種類 共同漁業権

(四) 漁業権の番号 海共第七十四号

(五) 漁場の位置及び区域

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

中の内容のとおり

(六) 漁業の種類、漁獲物種類及び漁業の時期

右同

(七) 存続期間

昭和二十九年五月四日から昭和三十七年四月十三日

まで

(八) 制限条件

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

中の内容のとおり

その六

(一) 漁場計画の公示番号

昭和二十九年四月県告示第一六一号

(二) 漁業権者住所氏名

酒津第一漁業協同組合外一組合

代表者 鳥取県気高郡酒津村

酒津第一漁業協同組合

(三) 漁業権の種類 共同漁業権

(四) 漁業権番号 海共第七十五号

(五) 漁場の位置及び区域

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

中の内容のとおり

(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右同

(七) 存続期間

昭和二十九年五月四日から昭和三十七年四月十三日

まで

(八) 制限条件

その七

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画  
中の内容のとおり

(一) 漁場計画の公示番号

昭和二十九年四月県告示第一六一号

(二) 漁業権者住所氏名

酒津第一漁業協同組合外一組合

代表者 鳥取県気高郡酒津村

酒津第一漁業協同組合

(三) 漁業権の種類 共同漁業権

(四) 漁業権の番号 海共第七十六号

(五) 漁場の位置及び区域

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画

中の内容のとおり

(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右同

(七) 存続期間

昭和二十九年五月四日から昭和三十七年四月十三日まで

(四) 制限条件  
昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画  
中の内容のとおり

その八

- (一) 漁場計画の公示番号  
昭和二十九年四月県告示第一六一号
  - (二) 漁業権者住所氏名  
酒津第一漁業協同組合  
代表者 鳥取県気高郡酒津村
  - (三) 漁業権の種類 共同漁業権
  - (四) 漁業権の番号 海共第七十七号
- 漁場の位置及び区域  
昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画  
中の内容のとおり

(四) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
右同

(三) 存続期間  
昭和二十九年五月四日から昭和三十七年四月十三日まで

その九

- (一) 制限条件  
昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画  
中の内容のとおり
  - (二) 漁業権者住所氏名  
酒津第一漁業協同組合  
代表者 鳥取県気高郡酒津村
  - (三) 漁業権の種類 共同漁業権
  - (四) 漁業権の番号 海共第七十八号
- 漁場計画の公示番号  
昭和二十九年四月県告示第一六一号

(四) 漁場の位置及び区域

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画  
中の内容のとおり

(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右同

(七) 存続期間

昭和二十九年五月四日から昭和三十七年四月十三日  
まで

(八) 制限条件

昭和二十九年四月県告示第一六一号による漁場計画  
中

登録番号 登録年月日

名称

所在地

申請者氏名

登録年月日

鳥取県知事登録 昭二七、  
(五) 第一五六号 四、二四 セントラル建設株式会社

倉吉市新町三丁目三、二八九

松本 幹雄

昭二九、  
四、二四

の内容のとおり

鳥取県告示第二百五十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規  
定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条  
第一項の規定により建築業者登録簿から次のように登録  
をまつ、消した。

昭和二十九年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發  
刷 行 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 縣 取 印 刷 所

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

# 鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に  
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの  
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み  
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課